

第10回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年3月28日（金）
午前9時30分から午前11時37分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・高橋悟委員、杉本昭二委員、川添道弥委員、井上英明委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- 6 農業委員会事務局 田中事務局長・水元・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第10回日南市農業委員会総会を開会いたします。 10番、杉本委員、11番、高橋委員、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添委員、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に1番の谷元英昭委員、2番の井上友和委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。

	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第8号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございます。 代理人からの取り下げの申請が、2件ありましたので、削除をお願いします。総会資料1ページ、議案第1号農地法第3条の許可申請、受付番号1番、総会資料4ページ、議案4号農地法第5条の許可申請、受付番号7番につきまして、削除をお願いします。それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました5件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が5件で、受付番号2番、3番は、新規農業経営のため、受付番号4番から6番は、経営規模拡大のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請内容についてですが、受付番号1番は、植林のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地転用事業計画変更申請につきまして、県知事への申請がありました3件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請内容についてですが、受付番号1番は、障害者福祉施設として許可を得たものが、福祉事業の人材が確保できなかったことにより、資材置場として活用したいためとなっております。受付番号2番は、住宅建設として許可を得たものが、転勤により計画がなくなった土地を、地区の住民が農地として活用したいためとなっております。受付番号3番は、植林のため許可を得たものが、地番の誤りにより、住宅

	事務局	が建設されていたため、修正すべく申請されたためとなっております。 次に総会資料４ページ、５ページです。議案第４号、農地法第５条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました１２件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が１１件で、受付番号１番から４番、１０番、１１番は、植林のため、受付番号５番は、一般個人住宅用地のため、受付番号８番は、宅地分譲用地のため、受付番号１２番は、店舗等施設用地のため、受付番号１３番は、レジャー施設用地のためとなっております。使用貸借権が２件で、受付番号６番は、一般個人住宅用地のため、受付番号９番は、農業用施設用地のためとなっております。 次に総会資料６ページから１２ページです。議案第５号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、２３件について、審議していただきますよう提案いたします。申請内容についてですが、中間管理権設定が２３件となっております。 次に、総会資料１３ページです。議案第６号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました６件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号１番から６番は、１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に、総会資料１４ページから１８ページです。議案第７号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第７条第１項の規定に基づき策定している「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、地域の農業の現状及び課題に対し、より実効性のある施策を推進するため、内容の一部を変更する必要があることから本案を提出するものです。 次に、総会資料１９ページから２２ページです。議案第８号、令和７年度最適化活動の目標の設定等について、農業委員会等に関する法律第７条第１項の規定に基づき本委員会における、令和７年度の農地等の利用の最適化の推進に関する目標の設定するため本案を提出するものです。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議長 全委員	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 ありません。

10:10	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鵜戸地区と南郷地区が、会議室 5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、会議室 6 になります。細田・大窪地区が、本館 2 階会議室 2、北郷地区が、本館 2 階会議室 3 になります。以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきます。地区別審査会は、午前 10 時 10 分をめぐりに終了し、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。なお、受付番号 2 番については、申請地が以前に農地法第 5 条の許可を受けていることから、第 3 号議案の農地転用事業計画変更申請の審議の後に、担当委員からの説明及び審議をお願いします。 それでは、受付番号 3 番につきまして担当委員より報告願います。
	谷 元	1 番、谷元です。受付番号 3 番について説明します。譲渡人には 3 月 22 日、譲受人については 23 日に電話で確認し、現地は、23 日に確認しました。譲渡人は離農者で、現在、譲渡人の住宅が空き家になっており、譲受人がその住宅を取得する見込みで、今後、日向から日南に転入されることを確認しました。不動産の予約金等については支払いされており、譲受人に転入の意思確認をし、転入された際は連絡をいただく旨話をしております。申請地は、住宅に隣接する農地であり、面積からしても家庭菜園的な農地であります。申請地は、県道猪八重線の 5 重の滝に向かう途中にある足湯から市道を 100m 程度行ったところです。何ら問題はないと判断しましたので、よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	徳 井	9 番、徳井です。受付番号 4 番について説明します。申請地については、県道 28 号線を北郷方面に向かって、パークゴルフ場手前の右側の圃場になります。譲渡人が農地を処分したいとの意向がありまして、譲受人が申請地の隣の農地を所有して

10:18	徳 井	いることで、今回の申請に至ったとのこと。何ら問題はないと思います。よろしくご審議方お願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号5番、6番を説明いたします。受付番号5番については、3月24日に譲受人、譲渡人に電話で連絡し確認しております。申請地は、潟上小学校から7kmほど串間方面に行った潟上上地区の大牟礼集落の公民館の真裏にある2筆の水田です。すでに水稻が作付けされておりました。譲渡人は経営規模縮小ということで、譲受人は水稻等を作付けされ、周辺の水田、追田等を耕作されている方で問題ないと考えております。 続きまして受付番号6番について説明します。同じく3月24日に譲受人、譲渡人に電話で確認しております。申請地は、潟上小学校から1.5km串間方面に行った潟上神社の100m手前の道路脇の畑です。キウイフルーツやネギ等を栽培されております。譲渡人は、旦那さんが亡くなり、農業経営を縮小、中止するとのこと。譲受人は、家の前に申請地があるので、譲り受けるとのこと、問題ないと思います。よろしく願います。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第1号、受付番号3番から6番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号、受付番号3番から6番は許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	山 本	12番、山本です。受付番号1番について説明します。3月21日に現地調査しました。申請人は、宮崎在住のため林業を営んでいる代理人の案内でした。申請地は、西弁分の日後谷で、コンビニエンスストアから南側方面へ200m程行った左側の山中になります。以前に申請人の母が無断で杉を植林して

10:19	山 本	いて今回、地目が畑と知り転用申請するとのこと。なお周囲は山林化しており、農地はありません。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
	井上(友)	2番、井上です。受付番号1番について説明します。この案件は令和5年11月の総会で可決された案件です。申請地は、給食センター手前の左側です。3月25日に代理人と現地確認をしました。障害者福祉施設の建設予定でしたが、地盤が悪く、面積も狭いため建設を断念し、拡大した造林事業の木材置場として利用したいとのこと。問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告をお願いします。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。申請地は、大字益安鉾免で益安交差点から北郷方面に約100m行った県営住宅と自動車整備工場の間の道を約100m入ったところです。譲渡人は、静岡県在住で遠方のため現地立会いができないということで、3月20日に電話にて取得した経緯等を確認しました。所有者は昭和52年に住宅を構えようと農地法第5条の申請し、転用の許可を取得した直後、転勤の辞令を受けて建設できなくなり、農地のままにしていたとのこと。今回、申請地の隣に居住する譲受人が畑として購入したいとの申し出があり、土地の活用内容に変更があったため、申請したものです。問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告をお願いします。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号3番について説明します。申請地は、北郷地区の谷合集落で、県道日南高岡線沿いに木材会社があり、その道路向かいです。この案件は、平成30年1月の総会で植林として許可されたが、申請人が現地確認したところ申請地番の誤りに気づき、申請するための事業計画変更の申請です。申請地の周りには農地はなく、始末書も添付されていることから、やむを得ないと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はございませんか。
議 長	すみません。私の方から1点だけ、受付番号1番について、これは私が当時、担当した案件なのですが、今回の事業計画変更について問題はないかと思うのですが、福祉施設から木材置場ということで、あの辺りは市道の平野・楠原線に沿って近隣にも住宅地等ありますので、安全対策として木材を積んでリスクがないように、例えば市道から何mかあけて木材を積むとか防護柵を設置するとか、そういった指導も合わせてお願いしたいと思います。何か他にないでしょうか。
全委員	ありません。
議 長	議案第3号について、議案に同意される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第3号は同意することに決定しました。 続けて順番が前後しましたが、議案第1号、農地法第3条の許可申請、受付番号2番について担当委員より報告をお願いします。
平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明いたします。3月23日、譲受人立会いのもと、調査確認をしました。申請内容は事業計画で説明したとおりです。転用せず畑のまま自家消費用の露地野菜等の栽培のため活用するそうです。譲受人は現在、農地を所有していませんが、以前に農地を所有し、野菜を栽培されており、耕運機も持っておられます。譲受人は申請地の隣に居住されていて、管理可能と判断します。問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

10:26	議 長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第1号、受付番号2番について、事業計画変更申請の県の承認の後に許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号、受付番号2番は事業計画変更の県の承認後に許可することに決定しました。
	議 長	次に議案第4号、農地法第5条の許可申請について、12件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番から3番について、担当委員より報告をお願いします。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番から3番について説明します。3月24日、譲受人立会いのもと、現地確認しました。申請地は、酒谷2区、酒谷支所から西へ約1kmの山林と同じく酒谷支所から南へ1kmほどの山林の一部です。譲受人の依頼で所有権移転登記を行う際、農地転用の許可が必要であることが発覚し、今回の申請となったようです。周囲に影響を与える農地はありません。今後も山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付してあります。ご審議よろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号4番について説明します。申請地は、飢肥楠原の字堂之前三です。国道220号線と広域農道が交差する山ノ口橋交差点から串間方面に2.5kmほど行った下り坂の道路の左側から50m入った周辺の山林になります。3月23日に譲渡人、譲受人に連絡し、譲渡人と現地調査しました。譲渡人は昭和57年に亡父から相続した土地で、以前は父が稲作をしていましたが、鳥獣被害に遭われ、杉を植林されたとのことです。譲渡人は高齢となり管理ができず、息子さんも管理ができないため手放すとのことです。売却にあたり農地転用の手続きがなされていなかったため、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は林業を営む法人で、造林計画に沿って植林されるとのことです。周辺は山林化されており、影響を与える農地はなく、雨水は自然浸透で処理します。始末書も添付されており、特に問題はないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

	議 長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告をお願いします。
	山 本	12番、山本です。受付番号5番について説明します。3月23日に譲受人・譲渡人に電話にて確認しました。申請地は戸高二丁目の公園の市道を挟んで北側になります。譲受人は現在、共同住宅に住んでいますが、将来の安定した住生活を送るため申請することです。譲渡人は譲受人による要望で手放すことです。建築に当たっては、本申請地一体は土地区画整備事業により、道路等が整備され住宅用地となっております。境界線はL型コンクリートで埋め土の流出を防ぎ、雨水は市道側溝に流し、生活污水等は合併浄化槽で浄化して市道側溝に流す計画となっております。許可妥当と思います。 続きまして、受付番号6番について説明します。同じく3月23日に譲受人に電話にて確認しました。申請地は戸高四丁目で、衣料品店の市道を挟んだ東側になります。譲受人・譲渡人は親子関係で、母の農地に住宅を建てる計画です。建築に当たっては、土地は整地し、汚水生活排水は公共下水道に排出することです。雨水は公共設置の側溝に流出する計画となっております。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告をお願いします。
	山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号8番について説明します。3月23日に譲受人立会いのもと行いました。申請地は、吾田東小学校の斜め前になります。譲受人は長年、日南市内で土地・建物の仲介、販売等の不動産事業を手掛けています。申請地は住宅地として発展しており、生活に便利な場所で希望者が多い地区です。その1034㎡の農地を分譲住宅地として入り込み道路を作り、3分割して販売予定です。周りは住宅に囲まれており、影響を与える農地はありませんが、土砂の流出防止対策等を取り、被害が生じないように万全を期すことです。雨水は側溝に流し、生活用水は市の公共下水道に流します。特段、問題はないと思います。よろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号9番について、担当委員より報告をお願いします。
	歌 津	5番、歌津です。受付番号9番について説明します。現地調査は、3月23日に申請人立会いのもと行いました。申請地は県道風田・星倉線沿いにある風田にある農業法人の農地になります。現在、作業用倉庫はありますが、規模拡大で作業場が狭くなり、増設し、排水等は今までのものを利用して使用すると

	歌 津	のことです。土地改良区の意見書も添付しており、問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号１０番から１２番について、担当委員より報告をお願いします。
	平 部	１４番、平部です。受付番号１０番から１２番について説明します。受付番号１０番、１１番は譲受人が同じであり、譲渡人が親子で申請地が隣接しているのをまとめて説明します。３月２５日に譲受人立会いのもと現地確認を行いました。譲渡人は遠方のため電話にて確認しました。申請地は、津屋野上地区で以前より相談があった案件です。受付番号１０番の譲渡人の亡父が３０年程前に植林をし、今回農地と分かり転用申請となりました。始末書も添付されており、これからも山林として管理をしていくとのことです。周辺は山林化しており、影響を与える農地はありません。妥当な案件と判断しました。 続きまして、受付番号１２番を説明します。３月２５日に申請地を確認し、譲受人・譲渡人には電話にて確認しました。申請地は津屋野下地区で譲受人の自宅に隣接している畑です。譲渡人は農業をされておらず、譲受人の希望により譲渡すとのことでした。譲受人は長年、自動車会社に勤務されており今回、退職され自動車販売をするために土地を購入し、自動車を展示されとのことでした。周りに農地はなく雨水等は側溝へ流し管理するとのことでした。妥当な案件と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号１３番について、担当委員より報告をお願いします。
	池 田	１６番、池田です。受付番号１３番について説明します。３月２４日に事務局同伴のもと申請地に赴き調査確認を行いました。３月２２日、譲受人に電話、３月２５日には代理人と面会して申請内容の確認をしました。申請地は、南郷大島の護岸のから市道を東へ約４００ｍ行ったところから少し右手に上った日向灘の沖合が見渡せる畑となります。この農地は新聞等で報道もされていましたが、市の３月補正予算で計上されております「大島魅力創生プロジェクト事業」に関わる用地内にあり、事業用地は譲受人が既に入収されております。申請地は、２０年以上前に畑として耕作されていましたが、島民の異動に伴って原野化・山林化し、申請地は地目が農地のままになっておりました。申請地は管理棟が建設される計画で、この周辺には農地はなく、問題ないと考えていますが、申請地周辺は高台でやや勾配があり海に近いことから水産業に影響がでないよう、台風にあたっては土砂の流出防止等の工事に万全に期する必要があると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

10:37	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません
	議 長	議案第4号について許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、23件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番から3番について担当委員より報告をお願いします。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番、2番、3番について説明します。3月22日に現地調査しました。受付番号1番の申請地は、県道を吉野方の方へ約1km行くと広域農道と交わったところの永吉交差点を左折し、広域農道を約160m行った飢肥の浄水場より手前右の1区画奥の2筆になります。 受付番号2番は、それより約200m行った城之下橋の手前の堤防と道路に挟まれた三角形の1筆の手前の2筆になります。 受付番号3番は、先ほどの交差点より、県道を吉野方の方に約1km行くと西ノ村地区があります。地区外れの人家の前、道路の前の1筆になります。1番、2番、3番とも代掻きがされていました。以上3件とも申請者に電話にて確認済みです。これは中間管理機構の案件ですので、何ら問題ないと判断しました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号4番について説明します。3月26日に借受予定者と現地調査をしました。3月27日に貸付人に確認しております。申請地は、飢肥城観光駐車場下を吉野方方面に行った城之下橋下の田んぼと住宅地の周辺の田んぼです。旧楠原土地改良区の下耕整の一画になります。中間管理設定の10年の更新契約ですので、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号5番についてですが、私の案件ですので、農業委員会等に関する法律、第31号の規定に基づき、議

議 長	事参与の制限により退席します。この間、議事進行を会長代理にお願いします。
会長代理	それでは、受付番号 5 番について、担当委員より報告をお願いします。
山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 5 番について説明します。現地調査を 3 月 23 日に行いました。申請地はスーパーの西側になります。すでに田ならしがしており、普通作の準備がしてありました。貸付者に確認を取っており、何ら問題ないと考えます。以上です。
会長代理	ただ今の担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
会長代理	では、議案第 5 号、受付番号 5 番について、同意される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
会長代理	全員賛成ですので、議案第 5 号、受付番号 5 番は同意することに決定しました。ここで、平賀会長の退席を解き、議事進行を会長にお願いします。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告をお願いします。
山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 6 番について説明します。現地調査を 3 月 23 日に行いました。申請地は産業道路沿いにあり、内科から肥料方面に行った所です。早場米がすでに植え付けてあり、何ら問題ないと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番から 9 番について、担当委員より報告をお願いします。
南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 7、8、9 番について説明します。申請地は受付番号 7、8、9 番とも中隈谷地区で、受付番号 7、8 番は公民館から西へ 400m 行って左折し、100m ぐらい行った川沿いの水田です。受付番号 9 番は公民館から東へ 400m ぐらい行った左側の水田です。3 月 23 日に現地調査をしました。貸付人には電話で確認しました。問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長	続きまして、受付番号１０番について、担当委員より報告をお願いします。
谷 口	１５番、谷口です。受付番号１０番について説明します。３月２５日に貸付者には電話で確認し、現地調査しました。申請地は細田地区内の下方です。直売所東側にある水田です。貸付者は離農です。中間管理権設定で問題はありません。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号１１番、１２番について、担当委員より報告をお願いします。
作 本	８番、作本です。１０番の杉本委員が欠席ということで、代読いたします。受付番号１１番については、３月２６日に調査されたそうです。申請地は、下塚田河川の境目の道路下の水田２筆です。貸付者は県外在住のため電話で確認されたそうです。中間管理設定の更新ということで問題はないそうです。 受付番号１２番について、３月２６日に調査されたそうです。申請地は細田、萩之嶺のガソリンスタンドから約５０ｍ北に進んだ所にある農道を約３００ｍ行った左下の水田１筆です。貸付者に聞いたところ問題はないということでした。中間管理機構設定の更新ということで問題ないそうです。以上、よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号１３番について、担当委員より報告をお願いします。
根 井	６番、根井です。受付番号１３番について説明します。申請地は、特別養護老人ホーム施設と高速道路の間にある倉迫ハウス団地の一画にあります。３月２９日、借受予定者立会いのもと現地調査を行い、貸付者は病気のため、貸付者の奥様に確認しました。中間管理権設定ですので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号１４番について、担当委員より報告をお願いします。
木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。１４番について説明します。貸付者の息子さんの方に電話連絡を取ったところ、体調が悪いとのことで現地の方は、３月２５日に私１人で確認をしております。申請地は、きたごう道の駅より川沿いの方に行くと消防詰め所があり、裏手の圃場整備の農地になります。２筆で１枚の田んぼになっております。昨年までは息子さんが耕作していましたが、昨年、体調をこわされ、耕作できないということで耕作者を探しておられたようで、今回の申請に

10:50	木 脇	至ったところですよ。何も問題ないと思います。現地の方も水張りをして田植えの準備が整っていました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号15番について、担当委員より報告をお願いします。
	田 中	18番、田中です。受付番号15番について説明します。3月24日に貸付者と借受予定者に連絡を取り、現地確認しております。申請地は、潟上小学校から6kmほど串間方面に行った潟上上地区の笹之久保集落に点在する17筆の田んぼと畑になります。借受予定者と貸付者は、親子であり、何ら問題はなく、中間管理権設定の更新ということで問題ないと考えております。よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号16番から23番について、担当委員より報告をお願いします。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号16番から23番について説明します。申請地は榎原の札ノ尾地区・上講地区・中講地区の27筆です。調査は3月23日、申請人立会いのもと現地調査しました。貸付者は高齢になり管理等もできないことから、今回預けるとのことです。更新であり、中間管理機構設定ですので問題ないと思います。よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	ないようですので、受付番号5番を除く議案第5号に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、受付番号5番を除く、議案第5号は同意することに決定しました。
10:50	議 長	次に議案第6号、非農地証明願について、6件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。申請地は国道222号線と広域農道が交差する山ノ口橋交差点から串間方面へ500m走ると左側に沿って民家の入口があります。その民家から南側に50m上った周辺の山林です。孟宗竹及

山口(光)	び、雑木が生い茂っている山林です。申請者は耕作する意思もないとのこと、また農機具等でも対応できません。10年以上耕作放棄され、当該項目4番に当たるため、特に問題はないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告をお願いします。
山 本	12番、山本です。受付番号2番について説明します。3月23日、申請人の案内で現地調査しました。申請地は西弁分日後谷です。ファミリーレストランがありますが、その南側道路から約20m上の山中になります。竹や雑木が茂っていて農地として使用困難と判断しました。 次に受付番号3番について説明します。受付番号2番と同じ日に申請人の案内で現地調査しました。申請地は先ほどの所から南側へ約300mの山中です。孟宗竹と雑木が茂っていて農地として使用困難と判断しました。以上、ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号4番、5番について、担当委員より報告をお願いします。
井上(友)	2番、井上です。受付番号4番について説明します。3月25日に代理人と現地確認をしました。申請地は給食センター手前、左側の奥の水田です。雑木などで荒れており、該当事項4番にあたり非農地として問題ないと思います。 次に受付番号5番について説明します。こちらも3月25日に代理人と現地確認しました。申請地は、1筆は先ほどの水田の奥側です。もう1筆は、星倉にある福祉作業所近くの水田です。どちらも雑木で荒れており、該当事項4番にあたり、非農地として問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告をお願いします。
谷 元	1番、谷元です。受付番号6番について説明します。3月23日に現地確認を行いました。申請地は、先ほど議案第1号の受付番号3番で報告しました足湯から約100m程度進んだ、市道の東側です。現地は雑木、竹林、原野であり、周囲も原野山林となっております。相続時には、現状の状態であります。10年以上の耕作を放棄されて農地として使用することは困難であります。また、鳥獣害の関係も非常に激しいところがあります。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。

10:55	全委員	ありません。
	議 長	議案第6号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第6号は承認することに決定しました。
	議 長	次に議案第7号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて事務局より説明をお願いします。
	事務局	農業委員会等に関する法律、第7条第1項の規定に基づき策定しております、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、平成28年4月に施行されました農地等の利用の最適化の推進の改正によって平成31年3月に指針を制定しております。そのあと改正しておらず、今回見直すものです。内容として、指針の現状と3年後の目標について、まず15ページの第2、具体的な目標と推進方法の枠内の現状の欄について平成30年の数値であったのを、令和6年7月の数値に変更しております。目標については、最終年度を令和11年7月ということで設定しています。遊休農地の割合の方が、令和6年7月が3.5%、令和11年7月の目標として0%。次ページをめくっていただいて、2.担い手への農地利用の集積・集約化について、令和6年の数値と令和11年の目標数値を載せています。集積率の方も68.2%の現状と目標値につきましては80%ということで変更しております。17ページをご覧ください。【参考】担い手の育成・確保について、令和6年の数値と令和11年の目標数値を入れております。(2)担い手への農地利用も集積・集約化に向けた具体的な推進方法について、地域計画の作成・見直しについては、現在までは人・農地プランとの文言でしたが、地域計画に変更させていただいています。10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く地域計画の作成と見直しに積極的に取り組むということで、修正をしております。修正内容については以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
	議 長	説明が終わりましたがけれども、何か質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	ないようですけれども、持ち帰って、じっくり読まれて何かあれば、早急に事務局の方に連絡していただければ、何らかの対応はしていただけるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

神 原	すいません。基本的なことなのですが、集積面積はどのように算出されているか。
事務局	集積面積につきましては、中間管理機構の方の集積率をこちらのほうに記載しておりますので、現在の農地に対しての中間管理権の設定の率という形です。
議 長	他にないでしょうか。
日 高	農地中間管理機構との連携ということで掲載されていますが、農地中間管理機構については、貸手と借手の話合いができているとこしか契約できてないですよ。例えば土地をA・B・Cで分けたとして、Aの土地はお金を出してでも借りたい、Bの土地は貸してくれるのであれば借りたい、Cの土地は管理費をもらわないと借りませんよと分けた場合、中間管理機構というのは、Aの土地だけ対象になって、あとのBとCは、なかなか対象にならないですよ。だからどんなふうにして連携したらいいかなと考えるのですが。
事務局	中間管理機構との連携ということですか。
日 高	中間管理機構との連携と言っても、連携にならないですわ。農業委員だけが一生懸命しないといけない。
事務局	すいません。今、議論していただく内容が手元にございますとおり、農地の最適化の推進に関する指針といった内容でございます。委員の方からご提案いただきました意見につきましては、こちらの案件とは別で対応させていただきたいというふうに思っておりますけれども、中間管理機構の対応につきましては、先ほど委員が言われたように、農地の利用料・賃借料等、有償であったり、無償であったり様々なやり方がございます。借り手・受け手の話合いがまとまって中間管理機構の方が利用できるというふうに、私どもの方は理解しておりますので、そういったところの対応をお願いします。何か相談等がございましたら、事務局の方にも繋いでいただきたいというふうに思っています。
議 長	他にはないでしょうか。
全委員	ありません。
議 長	それでは、議案第7号について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

11:05	議 長	全員賛成ですので、議案第7号は内容のとおり決定しました。 次に議案第8号、令和7年度最適化活動の目標について審議をお願いします。事務局から説明させます。
	事務局	農業委員会等に関する法律第7条1項の規定に基づき、本委員会における令和7年度の農地等の利用の最適化の推進に関する目標を設定いたします。案としまして20ページをご覧ください。毎年この目標を設定しますが、今回変更になっている点につきましては、任命・委嘱年月日が昨年令和6年7月20日、満了の年月日が昨年7月19日ということと、あと実数につきましては最新の数値を掲載しております。農家、農地等の概要の経営体数、農業者数、あと経営体の認定農業者の数等、そちらのほう最新の数値としております。21ページをご覧ください。最適化活動の成果目標の②目標についてです。そちらに農地の集積の目標年度を11年度としております。先ほどの指針の最終年度が11年になっておりまして、そちらの年度を目標年度としております。集積率が80%となっております。 22ページをご覧ください。新規参入の促進、最適化活動の活動目標が書いてあります。この目標が1番重要なところになるのですが、委員の皆さんが最適化活動を行う日数の目標ということで、令和6年度について8日を設定しており、令和7年度についても1人当たりの活動日数を8日とさせていただきたいということで設定しております。設定の案については以上でございます。
	議 長	説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。
	事務局	令和5年度の活動日数が2.7日ぐらいだったのですがけれども、今年は4日ぐらいいいかなと、最終的にはまだ3月の活動実績が出ていけませんので分かりませんが、4日以上にはなるのではないかとということで、また県の方には報告していきたいと思っています。
	議 長	今、説明のありました22ページの②の最適化活動の活動目標(1)の目標数値につき8日ということで、6年度が4日ちょっと超えるくらいということで、倍ぐらいの日数にはなるんですけども、活動日数については、6年度も8日と掲げて活動していただいて、今年はできるだけ活動し、記録していただいています。まだまだ活動できていても、記録していない方もいらっしゃると思いますので、活動記録をしっかり書いていただいて目標日数をクリアしていただければと思います。その日数が増えれば増えるほど、月々の報酬費とは別に年1回交付金として実績払いで私たちの農業委員と推進委員に手当がありますので、できるだけこの日数を8日に、また8日を超えれば、またさら

	議 長	に交付金が増えるということですので、よろしくお願いします。
	谷 元	1 番、谷元です。当初から計画目標で数字がありましたが、機構集積率が70%、目標が80%と記載した時に、月に32人の人間が8日回ったら、それだけのものが必要なわけで、活動日誌のために活動するのが現状、必然的に北郷地区は80%集約されている、140%にしなければいけないことならわかるが、地域で違う、しかしここでは交付金の関係がある、役割としては、それぞれ最適化推進委員の制度があるわけだから、なおさらそれについてはやらなければいけない、こういうような状況なので、努めてそういう方向で取り組むということと認識をそれぞれ持って取り組まなければならない。
	議 長	日南市は、活動日誌に記録されている活動日数が宮崎県内では少ないということでもあります。そういう意味で活動された分については、必ず記録してくださいということです。今一度、活動記録の方法等について、また再度、こういった活動も記録できるんじゃないかなと事務局の方に問い合わせをさせていただいて、できるだけ記録できるようにお願いしたいと思っています。
	谷 元	務めることですね。
	作 本	8 番、作本です。以前も申したのですけれども、水張り5年に伴って1つの地区は3ha、4haぐらい耕作放棄地が発生することはもう分かっています。この中に個別訪問等で遊休農地等の解消といっても、地区を回っても高齢者やら、手が出せない土地が多々あって、そこを中間管理機構の圃場整備の導入にひっかけて現状、進めているのですけれども登記等が全然なされてなくて、1件あたり100人のハンコをもらうような感じで、とてもそういう圃場整備には至らないということで、その場所は農村整備の事業の方で草刈りは実施しようかという話はあるのですけれども、こういう個別訪問等によって指導しなさいということになると、役割・役職を全うできないので、辞めた方がいいんじゃないかという気持ちになっています。以前もお願いはしていたのですけれども、水管理ができないところが多いという関係で、昔と今では水源自体が全然違ってきて水稻には適さない状況になって、今後そういうところが、うちの地区だけではなく一般的にも出てくると思うので、そういう気持ちです。以上です。
	事務局	ただ今、作本委員の方から水張り要件のお話し等がありました。新聞等などの報道をみますと、水張り5年、令和8年度までに水を張らないと交付金等、水田の活用、そちらの方が支給されないということで始まったものでございます。ただ政府・

事務局	国の方も方針の方向転換をやっております。新聞等で報道されましたので、皆さんご承知かと思いますが、水張り5年につきましては、令和8年度までの制度となっておりますが、水張りをしなくても、連作障害が出ないような形を取れば、交付金の方は支給しますといったようなことでございます。連作障害が出ないような形とは何かと申しますと、例えば有機肥料を入れ込むとか色々なことが書いてございました。そういうような取り組みをすれば、水を張らなくても交付金は支給します。また令和9年度以降につきましては、今後こういった形で交付金を支給していくかを考えていきたいというような記事になっておりました。水張り要件の5年が今ありますけど、水を張らないと交付金の対象とならないのかといたら、そうではないということあります。以上です。
議長	どうでしょうか。
作本	地区自体、高齢化が進んで農地の指導といった時に、さっきも言いましたとおり、そういう約束をしないといけないという立場であれば、続けることが難しいのではないかと思います。もう辞めざるを得ないと思っています。
事務局	遊休農地の目標値のところについてのご質問だと思います。これはあくまでも遊休農地でこういう風にもっていききたいといった主旨のことでございまして、必ず令和11年度に遊休農地を0にするといったようなことではございません。また令和11年度が到達いたしましたら、さらに次期の目標を埋めると、そこを見据えてまた目標値を設定し直すといった形になっていくかと思っています。作本委員が言われましたように、遊休農地の解消というものが、非常に厳しいものになっているといったようなことに関しましては、私どもの方といたしましても理解はしているところです。農業委員の皆様、そして農地利用最適化推進委員の皆様の活動において遊休農地が増えていかないように、借り手の方、そういった方をご紹介いただくとか今、取り組んでもらっている活動をぜひ継続して担っていただくことで、遊休農地が増えていくのを少しでも阻止するといったような活動等をお願いしたいと思っています。
議長	他に何かございませんでしょうか。
全委員	ありません。
議長	では、議案第8号について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

11:19	議 長	全員賛成ですので、議案第8号は内容のとおり決定しました。
	農政課長	はい、議長。農政課長として発言を求めます。
	議 長	はい、農政課長お願いします。
	農政課長	ただ今、皆様のお手元の方に農業委員会の方から市長の方に提出いたしました意見書に対する回答といったところで、市長部局を代表としまして、農政課の方で回答しましたところです。その回答書は今、お手元にお配りしたところでございます。簡潔にはありますが、私の方から説明させていただきます。2ページをご覧ください。上下2つの枠がございます。上の方が農業委員会から提出された意見書の内容、下の枠の方が主管からの回答となります。まず上の表の意見書の内容ですけれども、1つ目が、農業委員会組織の体制強化について、この枠内の下段にありますけれども、①専任の事務局長を配置し、組織の体制強化についての要望でございます。こちらの要望につきまして担当であります総合政策課の回答が下の枠内に書いてあります。長文になっておりますけれども、初めの段落で地方自治法において、事務局長と農政課長の兼務は可能であるといったことが書いてあります。次の2段落目と3段落目で、これまでの農業委員会と事務局長のあり方、そして事務局長と農政課長兼務、こちらの方については行政機構の簡素化、そして行政能率の向上を図るため、兼務をしているというようなことが書いてあります。次に4段落目については合併後の職員削減に対することが記載されております。次に5段落目では、持続可能な農業・農村づくりといった観点から、農業委員会が担う役割が非常に大きいと、そういった認識はしているところですよといったような、そして災害や人口減少対策そういったところについて、様々な行政需要が増大する一方で、人材の確保が厳しくなっているということ、そして最後の段落で、市長部局で欠員が生じているといったことが書いてございます。今回、令和7年4月1日時点で全体17名、職員が不足しているといったような現状がございます。そういったこともございまして、ご理解を賜りたいといったような回答になっております。 続きまして、4ページでございます。意見書の内容につきましては同じく農業委員会組織の体制強化についてといったところで、②が専任の事務局次長の配置、③が専門性の高い職員を育成するために在職期間についての配慮といったようなことでございます。担当課でございます職員課の回答といたしましては、②の専任の事務局次長、こちらの方の配置については4月1日付けで配置をするというものでございます。この件に関しましては、新聞でご承知の方もおられるかと思っておりますけれども現在、農政課の課長補佐兼畜産係長の田中という職員がおりますけれども、この田中の方を次長として配置するといったとこ

	農政課長	ろでございます。今後③の職員の育成、専門的な能力スキル、こういったところが重要だということで、多様な行政課題に対応できる人材の育成を図って参りますといったところの回答でございます。 次に5ページでございます。日南・東郷インター工業団地について、要望の内容につきましては、農業委員会と情報共有を図るとともに、農家のニーズに応じた代替農地の確保に努めてくださいといったものでございます。担当課であります商工政策課の回答が1段落と2段落で農業委員会と共有を図っていきますということです。3、4段落で現在、営農をされている方に代替地の聴収をしていると、そういったことで最後の段落で農業委員会、また農政課と各担当課と共有を図りながら、代替地の確保に努めていきますので、ご協力をお願いしたいとの回答でございます。 次に6ページでございます。こちらの方は担い手の農地の集積集約化といったところでございます。要望が(1)と(2)とでございます。(1)行政が指導した合意形成による基盤整備等の推進、(2)集落の水路、農道の維持・補修や草刈り等の環境整備の支援についての2点になります。(1)の基盤整備の推進に関する要望、こちらの内容については簡易な基盤整備に対する支援と大規模な基盤整備、こちらの方は行政が指導的なやり取りを持って取り組んでいただきたいといったようなものでございます。担当でございます農村整備課の回答といたしましては、1段落と2段落目で、簡易基盤整備事業、こちらのことが書いてあります。この件につきましては、県も注力している事業ということで、土地改良区、農業者の方々に周知していきたいといったような内容になっております。次に3から5段落目は、大規模な基盤整備に対する回答になっておりまして、こちらの事業を活用する場合は、地権者の100%の同意が必要と言ったことで今、未登記の土地が多いと作本委員からお話しがありましたが、そういった土地が多いといったことで、事業を活用する際に同意を得ることがなかなか難しいといった所も、市の方は理解しているといったようなことでございます。そういった利用の中で、関係地権者に関する協力体制をとっていききたいということで、皆様のご理解のほどお願いしたい、といった回答になっております。(2)の集落の水路、農道の維持・補修また、草刈り等の環境整備に関する要望といったようなことで、内容については多面的機能保全事業交付金の件で、構成が高齢化となっているということで、行政が主導的な役割をもって取り組んでいただきたいということです。回答といたしましては、多面的機能保全事業については農業者と地域住民が一体となって取り組む活動について予算措置がされておりますので、市の方といたしましては、事業を活用する際の助言とか、事務処理等の補助、そういったところの協力体制を取っていききたいといったことでご理解を賜りますという内容になっております。
--	------	--

	農政課長	続きまして、7ページでございます。遊休農地の発生防止、解消についてということで、要望が(1)獣害対策の強化、(2)水田活用の直接支払交付金、(3)相続未登記農地の発生防止と解消ということになっております。まず(1)獣害対策の強化、こちらの方につきまして要望の内容につきまして、有害鳥獣の活動領域が広範囲になってきているということで、ソフト面、ハード面の支援と予算を確保してくださいということでございます。担当であります農政課の回答といたしまして、2段落目で鳥獣の捕獲、そういったところで捕獲費の支払いをしていて、そういった支援をさせていただいているということ、3段落目で果樹などの園地、そういった所におきましても電気柵等に支援をさせていただいている、そして最後の段落の方で、しかしながら活動領域が広がっているという所もございまして、引き続き効果的な対策を検討し予算を確保できるよう県へ要望していくとの回答となっております。次に(2)水田活用の直接支払交付金、こちらに関しての要望と内容にいたしましては、先ほどもお話がありました、水田の5年間の水張り要件、こちらについて交付金対象外となる農地の取り組みということで、特例で支援をするよう要請して下さいといったような内容でございます。回答につきましては、5年水張り要件が見直しされて、水張りを求めないという要件になっております。また現行におきましても、先ほども申しました連作障害、こちらを開始するような取り組みをすれば水張りをしなくても交付金対象となるといったような回答でございます。次に(3)の相続未登記農地、こちらの発生防止と解消の強化に関する要望、こちらの内容につきましては、相続未登記農地の相続登記が義務化されたということで、それに対する地域計画内の登記支援、こちらの方の検討をしていただきたいという内容になっております。回答といたしましては、地域計画の協議の場、またホームページといったところで、農業委員会の方と連携しながら周知を図っていききたい、また登記の支援につきましては、法律で定められた義務といったところもございまして、現時点では費用の支援については考えていないといったところの回答になっております。 次に8ページでございます。新規参入の促進についてということで、要望の内容は新規参入の支援について親元就農者、小規模農家についても支援を確実にすること、ということでございます。担当でございます農政課の回答といたしましては、1、2段落で親元就農で農地を經營する場合は、設備投資が少ないということで、円滑に就農が開始できることから計画的に進めていく必要があり、大変重要なことだと、それと3段落目で県やJAとで構成する担い手育成部会、こういったところで各機関一体となって支援をしていくこと、そして4段落目で国において新規就農者の經營継承、発展支援事業、こちらにおいて親元就農含めて、支援が受けられるように拡充されたというような回答をさせていただいているところでございます。また
--	------	---

11:37	農政課長	最後の段落では小規模農家等の支援について、他市の支援の事例等調査研究していきたいといった所の回答でございます。 次が10ページでございます。中間管理事業による売買手数料の負担軽減についてということで、要望の内容につきまして、農地中間管理事業による売買手数料、こちらの方について農家負担が高くなっていると、見直すように要請していただきたいということでございます。担当であります農政課の回答としましては、各市の状況を注視しながら対応について考えていきたいということでございます。 担当課の回答を簡単にご説明させていただきました。また回答の詳細につきましては、ご一読いただいて、回答についての皆さんのご意見等があるかというふうに思っています。本日は時間等の都合もございますので、またご意見等につきましては、農業委員会事務局の方に電話でも結構でございます。寄せていただければと思います。皆さんから頂いたご意見については会長、会長代理、事務局において、回答について話していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	議 長	市長に対する意見書について、議題ということで各機関に対する要望でしたけれども、農政課長が代表として各課の説明をいただいたところです。課長から説明がありましたように、なかなかここで、ご質問も難しいとは思いますので家でじっくり熟読していただいて何かございましたら事務局の方に伝えていただいて、活性化に繋げていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。今回、質問は受け付けませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
	議 長	議事が終わりましたので、他にございませんでしょうか。
	全委員	ありません。
	議 長	それではその他に移ります。事務局説明をお願いします。
	事務局	《報告事項》 以上で総会の全てを終了します。

第10回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

谷礼英昭 

井上友和 